

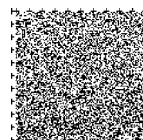
第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の趣旨

- 保健医療計画は、県民の皆さんが安心かつ継続して医療を受けられる体制を確保するために、医療法に基づき策定するものです。
- 本県では、昭和63年以降、6次にわたる「和歌山県保健医療計画」を通じて、県内の保健医療関係機関・団体の協力のもと、各種施策を推進してきました。
- また、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）」に基づく措置としての「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」の成立（医療法等関係法律の改正）（平成26年6月）を受けて、将来の目指すべき医療機能別提供体制を示す「和歌山県地域医療構想」を平成28年5月に策定するとともに、関係機関・団体の理解・協力を得ながら同構想を推進しています。
- そのような中、「医療提供体制の確保に関する基本方針」（平成19年厚生労働省告示第70号）が平成29年3月に改正され、2018（平成30）年度を始期とする第七次医療計画の策定が都道府県に要請されたところです。
- 人口高齢化や社会構造の多様化が進み、医療を取り巻く環境が大きく変わろうとしている中においても、これまでと同様、特に、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の5疾病（以下、「5疾病」という。）に対応した医療提供体制の構築が引き続き求められます。また、地域医療の確保において重要な課題となる小児医療（小児救急を含む）、周産期医療、救急医療、災害医療及びへき地医療の5事業（以下、「5事業」という。）並びに在宅医療についても、引き続き、その充実を図っていく必要があります。
- また、その体制充実を図っていく上で、次世代の医療の発展を見据えた新たな視点を持ちながら施策展開を検討することも求められています。
- このような状況を踏まえて、保健医療を取り巻く環境の変化に的確に対応するとともに、将来を見据えて県民の皆さんが引き続き安全で質の高い医療を受けることができるよう、また医療提供側においても次世代に向けての明るい展望を持ちながら取り組むことができるように、本県の医療提供体制の構築の方向性を示す計画として『第七次和歌山県保健医療計画』を策定するものです。

2. 基本理念

- 「安全で質の高い医療を適切に受けられる、患者本位の医療提供体制の確立」を基本理念とし、県、市町村、保健・医療・介護（福祉）の関係機関、団体が一



体となり計画を推進し、県民の皆さんの健康増進から疾病の予防、診断、治療及びリハビリテーションに至る切れ目のない医療提供体制の実現を目指します。

- なお、計画の推進にあたっては、数値目標を定めるとともに、目標達成に向けて施策を実施、その点検と評価を毎年行うことにより、計画の実効性を高めます。

3. 計画の性格

- ① 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に基づき、都道府県が策定する医療計画です。
- ② 和歌山県の保健医療施策を推進する上での基本指針となる計画です。
- ③ 「和歌山県長期総合計画」を支える個別計画であり、また、「和歌山県健康増進計画」、「和歌山県がん対策推進計画」、「わかやま長寿プラン」、「和歌山県医療費適正化計画」等関連計画との整合性を有します。
- ④ 市町村においては、計画策定や施策推進の指針となるものです。
- ⑤ 県民及び関係機関・団体においては、この計画に沿った自主的、積極的な活動が展開されることを期待するものです。

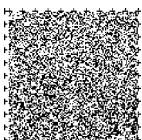
4. 計画の期間

- この計画の期間は、2018（平成30）年度から2023（平成35）年度までの6年間とします。
- 計画期間の中間にあたる2020（平成32）年度において、第8次介護保険事業（支援）計画との整合を図りながら、計画の中間見直しを行うこととします。
- 中間見直しに関わらず、保健医療の動向、地域及び社会情勢の変化に対応するため、年1回以上の検証を行い、必要に応じて計画を見直すこととします。

〔 本県保健医療計画の策定経過 〕

公示年月	計画の名称
昭和63年7月	和歌山県地域保健医療計画 <必要的記載事項>
平成2年3月	和歌山県地域保健医療計画 <任意的記載事項>
平成5年3月	和歌山県地域保健医療計画（第二次）
平成7年3月	◆ 和歌山県圏域別保健医療計画
平成10年10月	和歌山県地域保健医療計画（第三次）
平成12年3月	◆ 和歌山県圏域別保健医療計画（第二次）
平成15年4月	和歌山県保健医療計画 全県編（第四次）
平成15年4月	◆ 和歌山県保健医療計画 圏域編（第三次）
平成20年3月	和歌山県保健医療計画（第五次）
平成25年3月	和歌山県保健医療計画（第六次）
平成28年5月	和歌山県地域医療構想（第六次計画を一部改定し、追加策定）

（注）◆は、二次保健医療圏単位の計画



5. 保健福祉関連計画との関係

- 県民が健康的な生活を送る上で、また、患者が退院後においても継続的に適切な医療を受けられ、QOL（生活の質）を維持・向上できるよう、保健・医療・介護（福祉）のそれぞれの分野において連携を図ることが重要です。そのためには、それぞれのサービス提供の根拠となる関連計画においても施策の整合を図り、サービスを一体的に提供することが必要です。

〔 和歌山県保健医療計画と関連する現行計画 〕

計画名	計画期間	根拠法令等	所管課
和歌山県介護保険事業支援計画	2018～2020年度（7次）	介護保険法第118条	長寿社会課
和歌山県老人福祉計画	2018～2020年度（8次）	老人福祉法第20条の9	
和歌山県医療費適正化計画	2018～2023年度（3期）	高齢者の医療の確保に関する法律第9条	国民健康保険課
和歌山県健康増進計画	2013～2023年度（3次）	健康増進法第8条	健康推進課
和歌山県がん対策推進計画	2018～2023年度（3次）	がん対策基本法第12条	
和歌山県障害者計画	2018～2023年度（5次）	障害者基本法第11条	障害福祉課
和歌山県障害福祉計画	2018～2020年度（5期）	障害者総合支援法第89条	
和歌山県障害児福祉計画	2018～2020年度（1期）	児童福祉法第33条の22	

- 和歌山県保健医療計画及びそれに基づく具体的な施策を進めるにあたり、他の関連計画との整合性を確保するため、保健・医療・介護（福祉）の各施策の連携を十分に図り、県民に対する一体的なサービスの提供に努めます。
- ① 和歌山県介護保険事業支援計画及び和歌山県老人福祉計画
 - ・地域包括ケア体制の推進、介護サービスの提供、介護予防、認知症支援 等
 - ② 和歌山県医療費適正化計画
 - ・住民の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進 等
 - ③ 和歌山県健康増進計画
 - ・健康づくり、生活習慣病予防 等
 - ④ 和歌山県がん対策推進計画
 - ・がん予防、がん医療、緩和ケア 等
 - ⑤ 和歌山県障害者計画、和歌山県障害福祉計画及び和歌山県障害児福祉計画
 - ・障害児（者）への医療的ケア、精神保健福祉、精神科救急医療 等

